

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち

—山口家文書の紹介(その1)—

福田 以久生 滝本 可紀
河内 光治 長津 一郎

一 研究計画の分担と進行状況

本誌前号(本学研究报告A-3)に、本学人文社会系列所属の教員数名を以て構成した「北湘近代史研究会」の活動の一端を報告した。すなわち、数学科所属の山口匡一氏所蔵の家伝文書の整理と目録の一部である。

この研究会の究極の目的は、近年住宅地としての開発が激しく進行している神奈川県北部の農村地帯(本学所在の厚木市もその例外ではない)に注目し、主として明治大正期の近代化進行の過程に農村に生きた上層農民の、生活の実態、意識の変化、思想の形成、生活慣行の変貌などを追及しようとするものである。幸いに山口家文書には、伊勢原市上粕屋の名主であった同家先祖の地方史料、明治期に入って大住郡・陶綾郡の郡長から第一回帝国議会衆議院議員となった山口佐七

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

郎関係の近代史料(公文書や達の類と受領書簡など)が少なからず含まれている。そこで、われ／＼数人は、まずその史料群の整理と目録の作成からはじめ、本年第四年目を迎えた。なお、日暮れて道遠の感のある現状であるが多少のメドの立った今日、凡その進行状況と学外者の協力を仰いだ分担を概観し、あわせて今後の公表の予定を示しておくことも無益であるまいと思う。

分担

総括	福田
文書・日記解説・积文作成	福田
目録作成	近世以前 福田
近代	野崎昭雄(東海大)
日記解説・索引作成	滝本・河内
地理的分野の実地調査	長津

そして昭和五十四年秋までの進行状況を一覧表にすると、左の通りである。

部門	目録	積文	索引	内容 発表予定
近世領主史料	◎	×	×	なし
近世地方史料	◎	○	×	一部
近代書類	◎	△	×	一部
近代書簡	△	△	△	全部
藏書関係	○	×	×	なし
日記関係				
近代以前	○	○	○	全部
近代	○	○	○	全部

備考 ○は完了、△は進行中、×は実施せず、◎は公表済みを示す。

以上である。

われわれ四人を以て構成した北湘近代史研究会の主要研究テーマたる「北湘農村地域の近代化の思想的背景」には、四人分の学術研究費の投入はもちろんであるが、学長はじめ学園主脳部の暖かい理解と援助とが得られ、特別増加分が三年間支出された。そのおかげを以て、上述の如く研究の基礎段階は、おおむね五十四年度末には完了の見通しである。そしてそれ以後は、内容の吟味と相互討論の、本格的協同研究の段階に入る。特に記して感謝の意を示すとともに、今後の予定を公けにした次第である。

なお、研究の成果たる論文の公表はいうまでもなく研究担当者の責

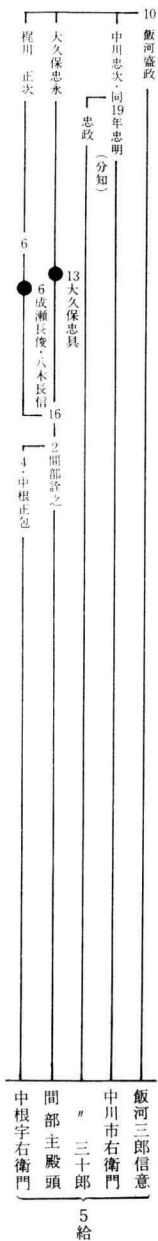
務であるが、上述のようにその実現には未だかなりの時日を要する。その為、本号以後、毎号の紙上をかりて、山口家文書の主要なるものを、テーマ別に紹介してゆくこととする。前掲一覧表の最下段の「発表予定」のものを、読者が史料として利用する時の便宜をも考慮し、おおむね原文の体裁を忠実に生かしながら再現してゆきたいと思っている。その際、現在進行しつつある『神奈川県史』編さん事業の『資料編』に収めてあるものについては、これについて関説することにとどめるとともに、他の文献類などの所見についても、紹介する予定である。

二 領主間部氏関係史料について

山口左七郎の先祖山口佐七は、後掲史料(四六ページ)で知られるように、旗本間部主殿頭の勝手御用をつとめ、別の史料では、御小姓とも云っている。かれの知行所は相模国上粕屋村であるが、『神奈川県史』資料編8(近世向上)では、同氏について、次のように述べている。

(九) 間部氏

初代隠岐守詮之は高崎藩五万石間部詮房の弟。宝永元年(一七〇四)綱吉に仕え、同二年三月頃上糴屋村(伊勢原市)四給↓五給のうち字「七五三引」を中心に五百五十石宛行。宝永五年―正徳三年(一七二三)にかけて下総・伊豆・三河国等に、また詮緯のとき、宝



曆三年(一七五三) 田村(平塚市) 九給に百五十石を加増、二千五百石となる。上槽屋山口家が村方文書と間部家自体の資料を所蔵。詮之―詮綽―方元―詮邦 『寛政譜』卷一四六一 二二―六六

上粕屋村自体が、間部氏他の旗本の知行所となった近世全体の変遷については、同書の「相模国七ヶ郡村別領主変遷表」(神崎彰利氏作成)に表示があり、再録すると、右図の通りである。すなわち、飯河・中川・同・中根と並んで間部主殿頭の五給の旗本知行所ということになる。

本誌前号には、「近世のI」として山口家文書の中、この領主の旗本間部氏関係の文書を一括して目録に示した。一見して明らかでない、その大部分は、間部氏自身の家譜・系譜に属するものであって、直接、知行所の上粕屋村あるいは山口氏代々の人物に関連するものではない。したがって、本報告で、このグループの文書の積文を活性化す予定がないと前項一覧表に示した理由が了解されるであろう。

たゞ、所蔵者の言に拠れば、何故にかゝる大量の間部氏関係の文書が山口家に伝来したのかという疑問については、明治以後同家は嗣子

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

が絶えて絶家となり、老婦人一人が没落窮乏の体となってしまった中で、旧来の縁で各種什物とともに換金したことがあった。そのようないきさつの中で伝来したのであるという説明であった。裏付ける材料はないが、そういうものと理解しておいて差支えないであろう。

前掲『神奈川県史』資料編には、その二六二ページ以下に

1、二八九(同書の史料番号、以下同じ) 慶応四年八月 鎮将府達書(本誌前号目録番号64、召出状)

2、二九〇 慶応四年十月 鎮将府達書(65、召出状)

3、二九一 明治二年二月 間部式部総髪願書(75、願書)

4、二九二 明治二年八月 弁官達書(目録なし)

の四通が「地頭間部氏」の項に収載されている。そして、「知行地と財政」なる項目に、

5、二九三、文政三年、総知行地高役金納証文

6、二九四、天保十三年十二月、地頭間部氏一ヶ年暮方見積り帳の二通が掲載されている。前者5の文書は、目録「近世のI」の31号文書であるが、6は「近世のII」の161号文書である。したがって、今

後のわれ／＼の計画による活字化に際してもこの文書の掲載は省略することになるが、このことに関連して、われ／＼が「近世のⅡ」として目録化した山口氏関係の文書中には、この6の如く、本来は旗本間部氏の家政に関するものが含まれているということの特記しておきたい。すなわち、厳密には地方文書というべきでないものである。以下に、この類いの文書番号と表題を列記する（もちろん、番号は、本誌前号の目録のそれである）。

- 136 山下幸内写 享保6・3・25
 137 新改正当御公家鑑 寛保2
 142 下総国高役金約証文 文政1
 158 御知行所米金納辻仮積帳 天保12
 160 一ヶ年御暮方見積 天保13・12
 161 御屋敷様一ヶ年御暮方見積覚 天保13
 162 日光社御供諸御入用勘定控帳 天保14
 この他、169・170・171・172・177・183・190・200・201・202・206・210などの文書、写の類は、今の所断言はできないものの、同様のものである可能性がある。
- たゞ、これら、山口氏あるいは上粕屋村と直接関連しないからと云って、本研究と全く無縁であるとか、さらには、研究上無価値なものであるとか云う訳にゆかないことはもちろんである。本研究の進行につれて紹介が適当と思うものについては、適宜採用することを付言し

ておきたい。

三 山口左七郎の先祖たち

山口家所蔵の「過去帳」によれば、筑前黒田家の家臣野田平右衛門を大先祖とし、その孫野田佐五兵衛良久の代に故あって当相模国に移住した。その妻の弟の山口佐治衛門泰信は秦野堀郷大藏山下の山口紋左衛門の二男に当るが、名字を改めて当家の祖となった。以後、佐七（法名了寛）となる。その左七以後については、「過去帳」よりも良好の史料がある。その目録番号151・「山口家由緒書」を次に掲載する。

左七郎の父に当る作助恒固の筆になるものである。作成年代は、表紙にある通り、天保五年（一八三四）十一月廿日である。

（表紙）

旧来有之由緒書類先年焼失の砌 うしなひゆ也 天保五年年 十一月廿日	下々調 山口家ノ由緒書 恒固
--	----------------------

一 山口佐七事御地頭間部主殿頭様御勝手御用相勤ゆに付、苗氏帯刀御免諸士以上格にて、五人扶持宛々村方御収納の内にて被下、

右佐七長男幼名内藏之助其後山口作右衛門と改め、其後八王子与力同心三神乙右衛門養子に相成、三神左司衛門源恒幸と名乗、当村より出勤也。御頭中村芳吉組下也。右左司衛門劔術を能く遣ひひに付、御頭より申立に相成、政府御掛り若年寄御覽に出ひて、賞として白銀五枚頂戴致しひ也。

一妻は同郡千次谷村農曾我千右衛門の妹を貰ひひて、女子式人有、長女りせ、二女瀧相統す。

佐七事子供六人男三人女三人

長男 左司右衛門

次男 重 八

此もの下粕谷村能條幸内方相統す

三男 定次郎

此もの高座郡門沢橋村柏木定右衛門方相統ひ也

長女

此もの愛甲郡厚木上宿柳川四郎左衛門妻に縁付く。家号一文字屋と云

二女 りせ

此もの申橋村斉藤全左衛門妻に縁付、子五人有之。惣領男老人先方へ置、四人連離縁ひ也。男老人女三人、内女老人十五歳に病死す。老人油屋皆兵衛へ養女に遣し、其後伊勢原桐生へ縁付、老女は栗原村石井専次郎妻に相成り、すみと云。男元二郎

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

は下粕屋村山田伴右衛門長女たかに縁付別家いたしひ。商売都合に付当方を仕舞、江戸へ家移行、江戸にて兩人共卒しひ也。右母りせ事、栗原村石井吉右衛門後妻に相成ひ也。右専次郎父也。

三女もよ事、落幡村関野仁左衛門長男弥太郎妻と相成、別家す

一三神左司右衛門相統二女瀧へ、同郡土屋村人増水嶋忠左衛門三男

喜三郎を貰受相統ひ也。山口左司右衛門源真純マコトと申候也。文化十一年

戌年養子来り相統す。子供五人男式人女子三人、惣領山口内藏

助十三歳に卒す。次男亀之助家督相統す。後隣之助改め又作助源

恒固ツネカタ名乗ひ也。女子は生れてまも無く死す。のち六歳にて瘡瘡にて

死、十一歳にて同じく瘡瘡にて死去ひ也。依て作助老人に相成ひ

也。栗原石井専次郎娘惣領おせい妻に貰ひひ也病死す。其後高座

郡浜の郷村熊沢林右衛門妹貰ひひ也不熟に付離縁す。其後下総相

馬郡押戸村大越清右衛門妹なみ貰受、女子老人生す。りんと云。

男子無之に付、生沢村二宮貞勝氏の心配を以、豊田村宮下長尾長左衛

門二男忠造を貰ひ受ひ也、不幸にして離縁す。依て二宮氏厚き配慮

を以て、足柄上郡金子村間宮若三郎二男仁三郎を養子す。仲人井の

口村大嶋四郎兵衛、二宮貞勝両人心配にて調ひ也。嫁は二宮氏。

なお、この冊子に挿入された一紙文書二通を参考までに掲載する。A

は、作助が筆録したものと推定されるが、その作成年代は不明。B

は、印刷された用紙であって、半折中央部下段に「此君亭」とある。

後にとりあげる「日記」の中に同一の用紙を使用したものがあり、左七郎の号であったと思われる。

A 法名列記 (一)内は筆者注記

実相院放了竹前居士(左七)
観(照)院智明大姉

男子三人

女子三人

永福院実翁悟参居士(過去帳)の作右衛門、三神左司右衛門恒幸)

永寿院眞心良姓大姉

女子式人、老人三才にて卒

一葉禪童女

老人残りたき相続い

当国土屋村水嶋五郎右衛門邦義三男、幼名喜三郎当家相続、妻三神

嘉司右衛門娘たき

左願司道居士(左司右衛門直純)

永瀧院鶴顔妙容大姉(たき)

(過去帳)では前者は永徳院鶴翁寿山居士とある)

B 山口左七郎履歴

(一八七七)
明治十年五月改

第百三十九番地

神奈川県宮下第廿一大区十小区

足柄上郡金子村農間宮若三郎亡二男

(一八七二)
明治四年八月十九日養子す

(一八七二)
明治五年十月家督

(一八四九)
嘉永二巳酉年五月廿三日生

明治九年十二月十一日神奈川県十二等出仕拜命

明治十年一月十八日七等属被命い也

戸主

山口左七郎

二十八歳一月

養父

隠居

山口 作助

五十九歳八月

十月九日生 千葉県宮下下総国相馬郡押戸村農大越清右衛門亡二女

嘉永[五子]年十一月十八日娶

養母

(一八三〇)
天保元庚寅年

三月廿一日生

なみ

四十七歳三月

当県宮下第廿二大区一小区陶綾郡生沢村農二宮貞勝長女

(一八七五)
明治六年九月廿四日娶る

妻

(一八五二)
嘉永五(壬)子年

まき

式月廿三日生

二十四歳八月

妹

(一八六八)
明治元戊辰年

りん

十二月十六日生

八歳六月

長男

(一八七五)
亥明治八乙亥年

山口 多朗

六月廿六日生

二歳

右の通候也

以上から、

① 佐七―内蔵助(三神左司衛門恒幸)―滝

② 滝

― 亀之助(隣之助・作助恒固)

水島喜三郎

(山口左司右衛門眞純)

③ 作助恒固

まき

(間宮仁三郎) 左七郎

りん

なみ

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

という順序がはっきりする。弘化二年六月と同四年正月に大阪に上った山口隣之助は日記帳二冊(165・167)を残しているが、かれは作助その人であった。

さて、山口左七郎は、作助の実子ではなく金子村の間宮若三郎の二男であることが明らかである。その出生先の間宮家まで調査は現在及んでいないが、別の角度で判明している資料を次に提示する。

大正十二年(一九二三)三月に上梓された『足柄上郡志』の伝記の部に、間宮若三郎について次のような記述がある。原文のまゝ転載する。

九 間宮若三郎

金田村金子の人なり、間宮家は世々名主を務めたる舊家にして、天正十八年北條氏の爲に、山中城を守りたる豊前守康俊の裔なり。氏は資性磊落不羈にして些事に心を勞せず、權貴に對して忌憚する所なく、己の意志を表明し、庶民に向つて知ると知らざるとの別なく、愛撫懇切子弟を見るが如し。領主大久保侯より封内名主總代として東筋名主取締りを命ぜられ、常に小田原城下に往来して、助郷役等を勤むるを以て、三嶋以東の海道筋に於て其名を知らざる者なく、精勵克く其職を盡すを以て、侯より帶刀を許され、袴を賜はる。藩吏山崎金五右衛門と親交あり、共に二宮翁に私淑し、開拓事業を賛し、自ら居村字村河原の地、川音川の水害に罹り、良田湮没して荒廢に歸し、平坦なれども松櫟等の雜木林となり居るを見て、之の

上田成林を開墾せんとすの計畫を立て、藩に建議し、許されて奉行の派遣を請ひ、實地踏査して酒匂川の上流、川村岸岩流瀬に水閘を設けある松田堰を、拡張延長して用水を導き、松田町惣領川内に來り、更に川音川に落し、同川の水と合せて東方に引き、上河原に達せしむるの新堰を設けて、灌溉に供し一方村内字水神松下に於ける山脚を切り、其跡は良田となし、土壤を運びて新堰に流し、林木を伐採して拓きたる畑に、各々水口を設けて流れ來れる濁水を導き入れて田となし、漸次に水下に及ぼし、余流を東南に導き、村内字坊村の地先までは開渠となし、字馬場の稻荷山の下は隧道を穿ち字官地に出で畑地を新田に開きて、終に此事業を完成せり、現在上河原は良田となりしが、官地は水路の速きと、水量の十分ならざるより、今は畑に復せり。當時の免狀に曰く、

其方儀、村方兼々水不足にて、木立成鹿畑に相成居候處、開發の儀に付けは、不一通存込、古田水懸之模様混相考、且十文字堰加水懸等、品々工夫致し、水懸引之儀、小前共氣受も宜相進み、部内田面水行渡り、見込通開發出來候に付ては、不一通心配致し、骨折候故之義者、委細達 御聽にも、一段之事に候、依之務脇指可差免旨、被仰出候間申渡者也。

嘉永七甲寅年十一月十八日

黒柳 九兵衛 (花押)
竹内藤右衛門 (花押)
井澤佐右衛門 (花押)
金子村 名主

若三郎どのへ

其他安政四丁巳年三月十七日付を以て、『戌年以來五ヶ年間、助郷

方、盡力不尠廉を以て 苗字差免、御紋附御上下老具御下賜。』又慶應元年には、『兩度御上洛御進發にて、助郷役行届きたる廉に依り、忝一代袴着用を差免。』又慶應三丁卯年六月二十八日付を以て、『器械御改に付、莫大の御物入を恐察し、金子上納の廉を以て、帶刀差免、忝一代苗字差免、眞岡木綿貳反、御酒吸物下置。』又文久酉年八月付を以て、『村方非常備金積立之儀を發起致し、去申暮に至るまで五千兩余相備候廉に依り、忝一代脇指差免、眞岡木綿三反、御酒吸物下置。』又慶應三丁卯年九月六日付を以て、『卯年以來度々之水災にて、荒地多き所、小前之者に利解爲致、不殘自力開發致し、其上畑成田開發目論見、神山村和田崎より加水堰を始め、新堰路堀貫穴等、種々工夫致し、御收納相増し候儀に付、生涯の内年々米貳俵宛、御紋附三ツ組御盃、白銀五枚 (此金三兩壹歩參朱錢壹貫三百五十六文) 下賜』等の文書あり。

田所の名主として、地主として、自ら耕作し、小前の者に模範を示し、獎勵する必要から馬二頭を飼ひ、男女の僕婢を數人傭ひ、指揮せらるゝが例であつた、而て苗代田は、自己必要の外、數町歩分の苗を余分に仕立て置き、自村の田植の了はる頃、輕裝して上下兩郡内を隈なく視察して、苗の成長不良や、病蟲害に罹れるを發見せし時は、地元の名主に注意して、自家に仕立置ける苗を供給して植ゑしめ、領内悉皆植附の濟むを待つて、其の事情を奉行所に報告して、後自己の苗代田を植うるが常例であつた、實に領主に對して忠

勤、農民に對して親切と云ふべきである。

封建時代には、稻作の黄熟する頃、領主は奉行をして立毛を檢見し豊凶に依りて貢額を定む、其時は、前以て自作田の坪刈をなして参考に供す、愈々年貢を納むる時、係の奉行が米の品質、枿目、調製等に就て、彼此批難し納付を中止せんとする時は、折角城下迄運搬せし米俵を、各家に持返りて精選するより外に途がないので、農民の困難一方ならず。此の事を聞かると、何れの村なりとも、自ら進んで奉行に對ひ、自分は年々試作して居れど、本年の天候にては、米の乾燥斯の如きは恕せざる可らず、若し此米にして御上納叶はざる時は、我金子村は一俵も納むる米なければ、已むを得ず金納を願ふの外なし、願くば農民の粒々辛苦より實れる米なれば、本年だけは寛大の思召にて、上納を濟ませられたし、翌年は率先して一層調製に注意して、御奉公を懈るまじと調停さるゝので、大抵は聞濟となつたといふ、上下の意志を疏通して、よく名主の本分を盡くされたりといふべし。例に依り元旦は子前の年始を受け續て村内三百余戸を自ら廻禮され、各個人の生活振を實見されて、一々胸裡に秘め置き、御用の隙を見て某々を喚出し、其方は平素丹誠する效ありて、前年より垣根の修繕、周圍の掃除、堆肥の準備、實に感心せり、尙一層精勵せよと酒食衣料を給せられ。或は其方家内不和なる由を聞き及べるが、年始の際窺ふに、果して取れ石も少なく生活も不如意らし、斯様にては老親を養ひ子供を育つるに困難ならむ、今

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

後自家の仕事を手廻はし、月に二三日宛、我家の用を足せ、相當の日傭賃を拂はんと諭さる。斯く善行者は益々向上せしめ、怠惰者は自宅に傭ひて、氣質を矯正さるゝので、其感化不知不識の間に一般に普及し、家々輯睦するに至れり。公私の用向繁多なるに拘はらず、風雅の道に嗜味を有たれ、書蹟もなかなか美事で、殊に俳諧の堂奥に入られた、其竹林園竹司の雅號は、屋後の廣き竹藪を整理され、尺以上の蒼竹簇々林を成せしより撰まれたるものなるべく、而して令聞亦深く斯道を嗜まれ、花郷女と稱せらる、左に二三章を擧ぐ、何れも眞意の那邊に存せるかを察すべく、其品格の高潔を窺ふに足らむ。

おしかりて、田主も切らぬ、柳か那。

竹司居士

捕る慾も、なくて見にけり、初螢。

同

袖に散る、雪もけしきや、若菜摘。

花郷女

明治四年一月死去され、長男金三郎家を繼ぎ、次男仁三郎中郡高部屋村山口家を冒し、左七郎と改名し、長く中郡長を務め、後年第一回衆議院議員に當選せられき。

こゝに示した文献上の所見のすべてが、果して事実か否か、上郡志の編さん者の主観にうらづけられた伝記的説明であることは、十分考慮されねばならないであろう。しかし、今その細部に立入ることは省略する。

左七郎が間部仁三郎として二十二歳の青年時まで、上粕屋村ではな

く現大井町の金子村で成長したことは、同人の思想形成の過程を探究しようとする場合、重要である。とくに、その仁三郎を中心とする交友関係、なかならず、国学・和歌を通じての小田原在住の吉岡信之の門人であったことに絡んでの同門・同好の友人たちとの交流は、本研究の中心課題であると云ってよい。かれについてはその日記を丹念に解読し、索引を作成しつゝある。研究に長時間を費す必要があるといふわれ／＼の認識は、一にこれによる。後日の公表を期して、今は一言触れておくに止めたい。

作助恒固は、前引「過去帳」には、法名を清光といふ、その注記に、

「永徳院（山口左司右衛門源真純）ノ二男ニシテ」「石倉ノ旧宅地ヲ七五三引ニ移転ス事業ハ明治維新ノ際トテ工事以外ノ苦心多大ナリ後年民政資料好参考トナレリ 行年八十二歳卒」

とあって、明治三十二年（一八九八）に没した。その晩年（正確な日付は不明）に、次のような遺言を子左七郎ほかにあてゝいる。

199 申置書

（表紙）

申置書

私事死去候共必ず葬式はいたすまじく、其儘明朱院の墓の所へ埋置い事。後年に相成、内の都合に寄、法事にて可致い事。依て他人は勿論親類たりとも見舞等相断い事。追て法会いたし呉い砌可受い事。たとへ後年いたし呉い共、可相成い末にいたしい事。ていねいなる事、世間をつくらう事は私堅く断い也。最早死い上は何れの取計に相成い共、当主の存寄次第、乍去ていねい成事は呉いも断い也。兼務寺本寺隣寺其外無抛寺院へ、布施はいたし遣し呉い様。但し埋葬い跡には極々い末の法事い事。是は経も読ぬに布施遣す事にも不参い故、少々計り為読、其思召にて取計可被下い。私等事は仏葬にも無之、神葬にも無之、自葬祭にい。存生中に自分少々修行いたし置い間、此趣寺院衆へ御断可被下い。何月何日に相果い共、九月十日の日取りいたしい様、頼置い也。葬式は極朝早く寺へ持行、先祖代々位牌の前へ置、夫より墓所埋め呉い様。但し女子の見送りは、内の庭ぎり、寺へは不参い事。私より今様の事始めい也。跡にて墓参りい事。男子は送り呉い事。右の通り取計い事。右仕事中相成丈い末の方、勝手のぜん部の事は、油揚い夕ひり平皿丈に致しい様、膳いかり引菓子等もいたすまじくい。後年法事の砌可致事い。且穴掘りかん持其外はたらき呉いものへは、何程づゝ金手当いたし遣し呉い様頼い也。

山口左七郎殿

山口恒固

石井吉右衛門殿

二宮貞勝殿

水島五郎右衛門殿

粕屋有彦殿

井外 親類衆中

廟所埋所へのしるしは

山口恒固墓と印、建吳^(マコ)_ハ事

仏壇の位牌も同様

山口恒固位牌と印吳^(マコ)事

後年法事いたし^(マコ)のちは、法号

明性院鉄山恒固居士可致^(マコ)事。もし坊主彼是申^(マコ)はゞ、先通り法号なしにてよろしく^(マコ)。

一後年葬式旁法事^(マコ)共、ひ屋杯^(マコ)鑄^(マコ)事、四方幕杯と申事は不残^(マコ)廃^(マコ)し^(マコ)事。其外都て^(マコ)鑄^(マコ)ものものはいし^(マコ)事。可成^(マコ)丈手^(マコ)輕^(マコ)にいたし^(マコ)事。

但し法事仕舞^(マコ)はゞ、直に精進^(マコ)落^(マコ)したし^(マコ)候事。尤^(マコ)仮埋葬^(マコ)中は決て精進^(マコ)いたすに不及^(マコ)事。吳^(マコ)々も申置^(マコ)也。

一先年の様に寺へ依類^(マコ)其外揚物等は不致^(マコ)事。

少々布施は其心情にて少々増^(マコ)事。是も多分増^(マコ)には不及^(マコ)事。其替り何か寺に残り^(マコ)ゆものを残し^(マコ)可^(マコ)吳^(マコ)事。

一仏事終り^(マコ)ゆ砌は、内の紋を付置^(マコ)ゆ幕を寺へ張り^(マコ)事。

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

一私等死去候取片付方左に

大きな水瓶を求、右瓶に入れ、仮に杉にても松板にてもふたを拵^(マコ)也。本ふたは切石にて但し杓^(マコ)枚にて薄く為切、夫を板のふたの上へ置^(マコ)事。右瓶の外を松の五分板にて箱をさし、其上へ晒木綿にてふくろを拵、包^(マコ)事。右をのせ^(マコ)ゆ台、松の敷居か何か式寸厚位のものにて拵、但し鑄^(マコ)等不致、只々丈夫に^(マコ)事。右の台の儘置^(マコ)也。又台式つ入^(マコ)事。其外は墓所へ建^(マコ)ゆ印杭、此くるへ山口恒固墓所と印也。此外に位牌右同断、恒固位牌印のみ。

この史料の冊の中に、紙質と筆勢のことなる別人のものと思われる一紙が挿入されている。文意から云って、左七郎のものと推定される(前号の目録には載っていない)。

わがちゝことし七十三の春をむかへさせられるに、世の常とて身體さへおもふまに^(マコ)得はたらくことも兼はざるを、おのれもまた、かしづきまつることのいと^(マコ)うとまし^(マコ)けれど、それらの不自由を忍せられ、つれづれのあまりに、この狂句などものして、おのれにしめされける。そが中に目もおぼろ、齒はぬけ、耳もまた遠く云々のはしがきさへそろひければ、めやみゝのおぼえはたへしれるてふ、こゝろのはるべかすみなるらん

かれは自から法名を明性院鉄山と期待していたらしいが、「過去帳」

には、清光院鉄山恒固居士とあり、明治三十一年三月十日に没した(近代目録Ⅲの847号)。

四 上粕屋村について

山口氏の先祖がはじめて上粕屋に居住した時点は正確には不明である。しかし長期間にわたって生活をつづけた場について、われわれは一応の理解をもっておかねばならない。

神奈川県下の郷村について、江戸時代の様相を知ろうとする場合、まず参考とすべきものは、『新編相模国風土記稿』である。その巻四、村里部大住郡巻三に、糟屋庄と題して、次の如くある。

○上糟屋村 加美可須 夜半良 古書に、或は糟谷と書す、郷名を唱へず、按ずるに、下糟屋村は、古高部屋郷と、唱へしと傳ふれば、此村も其唱へありし事知べし、元暦元年九月、源頼朝先例に因て、此郷を大山寺蔵文書曰、下高部屋郷、可早任先例引募大山寺嶋等山寺領に寄附す、右件田嶋、任先例無相違、可奉免之狀如件、放下、元暦元年九月十日、 當所は、糟屋庄の本村なり、土人の傳へに、往昔糟屋藤太後左兵衛尉有季、居住の地なりと云、居蹟、下村 村内熊野社に、建久七年、有季願主にて、鑄造せし鐘あり、其銘に大住郡之邊有ニ一伽藍、名ニ極樂寺、按ずるに、別當 濫觴季舊、劫驗日新、盖乃曾祖父藤原盛季之福田也、云々とあり、又糟屋系譜に、左大臣冬嗣の孫元方、糟屋庄大夫と稱し、其子久季は、糟屋庄司と載す、是等に據るに、元方初て庄内に住して、在名を以て稱號とし子孫聯綿と、此辺を領せしとなり(中略、文献上の所見が列記してある) 此村上下二村は分ちし、年代詳ならず、されど天正十九年、村内の神社に賜りし御朱印に、上糟屋郷

と記されたれば、其頃既に上下の唱ありしなり、今間部主殿頭・中川三十郎・中川市右衛門・中根宇右衛門・飯河茂藏等の知る所なり、按ずるに、伊豫田家譜に、由右衛門一正入道觀休天正十八年、關東御入國之時、伯父青山播磨守忠成、相伴一正相州糟屋知行所、依忠成之介抱成人とあり、是に拠れば忠成當所を領せしなり、又間宮家譜に、新左衛門信冬始號大森與一檢地は郎頼明、於相州糟屋、領五百石と見えたれば、信冬も知行せし事知べし、檢地は寛文十三年三月、大久保半右衛門間部氏の采、延寶六年四月、成瀬五左衛門・八木仁兵衛中根氏の采邑の等糺せり、江戸より十七里半、家數

百三十八、此外長吏廿 廣三十町半、麥十四町余、東、下糟屋、東富岡二村、西、下子安村、南 三之宮・板戸・田中三村、往還五條を通ず、其二は大山道、一は田村通と北、西富岡・日向二村、 唱一は幅二間、一は長後通と云、小名石蔵に 幅一は茨野郡愛甲道、幅八 下、一は藥師日向道と唱ふ、飛地上子安村に在、 五段一畝、廿二歩

○高札場四 ○小名 △子易 △石藏伊之 七五三引之女 △峯岸

△秋山(北條役帳に、中郡秋山内粟窪分と載す、但其頃は廣く係りし地名に、専ら唱へにや、寛永譜にも、秋山上糟屋と記せり、粟窪は今一 村とな

△山王原 △臺 △久保 △尾崎 △一牛王 △辻 △渡

打 △原 △内出 △井戸久保 △川上 △三軒茶屋 △足立岡

○山八 濫田・塔ノ坊・虫送・一本松・ニヶ久保・烏帽子・芝・木

立等の名あり、何れも登三四町、一 ○坂三 こうこくば、三十間 觀

音、一町半、ぞうじば、一町半 等の名あり、

○高見原 村の程にて、廣十町、麥四町許の地なり古戰場なりと

云、今都て白田となれり、此邊に古塚廿六基あり、當時戦死の者の

塚なるべし、按ずるに、當所合戦の事、未だ考ふる所なし、(中略)

○濫田川 北方、濫田山の麓より流出し、西富岡村に入、又當村に

來る、上流幅四尺、源は、弓張川、善波太郎此川水にて、弓弦を潤と唱へ、 下流三間、

再び村内に入てより濫田川の名あり、橋六を架す、共に長 五間、

○大山

川 西界を流る、幅三間、

さらに続けて、子易明神社・熊野社・洞昌院・宗源寺・金光寺・徳雲寺・宝泉寺・智光寺・補陀寺・自性寺・吉祥院などの寺社をあげ、それら由來や宝物・建造物について略記してある。この地には、かの太田道灌を誅殺した主の上杉定正の邸があったため、それに関する史料をあげ、また関連する墳墓・邸址などについても述べる所がすくない。

さて、江戸時代の郷村の概況をつかむためにもっとも根幹的な史料は、水帳・野帳の如き土地台帳である。これについては残念ながら、残っていない。文書番号129、粕屋庄公所坂間郷田畑御検地帳（寛文五・九・廿四）と130、大住郡長持入部御水帳写（寛文六・四）の二通と、寛文十三年紀の田方水帳写など四通（131〜134）は、いずれも、当面对象としている上粕屋村のものではない。

年貢割付状は、貢租徴収を目的とした領主行為の直接的な表現であるが、それは当然その郷村の石高とその基礎たる田畠その他の面積を示しているの、土地台帳の類が見出せない状況を補うのに有効である。

175 嘉永六年（一八五三）一月定免割付状

当丑巳迄五ヶ年定免割附ノ事

相模国大住郡

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

一高五百六拾七石七斗六升六合九夕 上粕谷村

内 老石式斗三升三合 宝永二酉改出入

八石八斗七升五合 秋山越石不入反別

此反別九拾五町八反三畝廿叁步半

内 拾三町四反六畝叁步半 田方

八拾貳町三反七畝廿步 畑方

此訳

一上田四町九反七步半 石盛十五半

内

八畝廿四步 前々永荒砂置引

貳畝廿叁步 新溝代引

五畝拾六步半 寅丑ノ川欠引

壹畝步 子ノ新溝代引

貳畝拾五步 子ノ新砂置引

残而四町六反九畝廿叁步

内

四町五反四畝三步 但反ニ六斗貳升取

此取米貳拾八石壹斗五升四合

壹反五畝拾八步 畑成リ但反ニ三斗壹升取

此取米四斗八升四合

一三中田町六反八畝拾步半 石盛十三半

内

耆反廿步

寅丑ノ川欠引

五畝廿三步

前々永荒砂置引

六畝步

新溝代引

耆畝五步

子ノ新溝代引

三畝廿五步半

子ノ新砂置引

残而三町四反廿七步

内

三町八畝廿三步

但反ニ五斗七升取

此取米拾七石六斗

三反式畝四步

畑成り但反ニ式斗六升取

此取米八斗三升五合

一下田三町九反七畝五步

石盛十耆半

内

式反式畝廿七步

前々永荒砂置引

三畝拾式步

新溝代引

耆反耆畝拾四步

寅丑ノ川欠引

式畝步

寅ノ山崩引

式畝步

子ノ新川欠引

残而三町五反五畝拾式步

内

式町六反三畝七步

但反ニ五斗式升取

此取米拾三石六斗八升八合

九反式畝五步

畑成り但反ニ式斗式升取

此取米式式升八合

一下々田九反八步半

石盛八ツ半

内

拾式步

前々永荒引

式畝拾四步

溝代引

八步

砂置引

耆畝廿耆步

寅丑ノ川欠引

七畝耆步

寅ノ山崩引

残而七反八畝拾式步半

内

四反四畝廿七步半

但反ニ四斗七升取

此取米式石耆升耆合

三反三畝拾五步

畑成り

此取米五斗三升六合

但反ニ耆斗六升取

一上畑式拾町三反六畝拾七步半 石盛八ツ

内

耆畝步

溜池敷引

老反廿三步

寅ノ山崩引

残而式拾町式反四畝廿四步半

但反ニ永百四拾五文取

此取永式拾九貫三百五拾九文八分

一中畑拾六町八反五畝廿叁步半 石盛五ツ

内

老畝步

前々永荒引

四畝步

寅ノ山崩引

残而拾六町八反廿叁步半

但反ニ永百式拾五文取

此取永式拾叁貫九文

一下畑式拾六町六畝五步半

石盛三ツ

内

老畝步

寅ノ山崩引

残而式拾六町五畝五步半但反ニ永百五文取

此取永式拾七貫三百五拾三文叁分

一山畑八町八反三畝五步 石盛式ツ

此取永五貫式百九拾九文

但反ニ永六拾文取

一山下畑七町七反四畝拾式步半 石盛壹ツ半

此取永式貫三百式拾三文式分

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

但反ニ永三拾文取

一屋敷畑式町五反老畝拾八步 石盛十

此取永三貫八百九拾九文八分

但反ニ永百五拾五文取

一高八石八斗七升五合

秋山越石

此取米四石六斗壹升五合 但免五ツ式分

米七拾石五升壹合

小以

永八拾九貫式百四拾三文九分

外

一畑七反步

御林跡見取

此取永三百五拾文

但反ニ永五拾文取

一畑壹町五反六畝七步半

馬竹山跡見取

此取永六百式拾五文

但反ニ永四拾文取

一米式石壹合

口米

一米拾石五合

廻米

一永式貫七百六文六分

口永

米八拾式石五升七合

納合

永九拾式貫九百式拾五文五分

此定免

米七拾五石八升式合

納辻

田方の内八分五厘減

(張り紙)

永九拾貳貫九百貳拾五文五分

右の通相定之条、村中大小之百姓并出作之もの迄、不残立合無高下致割賦、十一月一日限急度可令皆済、若於難渋は可為越度者也。

嘉永六丑年正月

金田庸右衛門

上田八步作

右村

名主

組頭 江

惣百姓

また、189 文久三年(一八六三)正月発行の五ヶ年分の割付状は、

内容の大部分が一致しているが、部分的に異なる記載(五年間の変動)があるので、煩を厭わず、次に紹介する。

189 当亥卯迄五ヶ年定免割附之事

一高五百六拾七石七斗六升六合九分

相模国大住郡 上粕谷村

内 老石貳斗三升三合 宝永二酉改書入

八石八斗七升五合 秋山越石反別不入

此反別九拾五町八反三畝貳拾壹分半

内 拾三町四反六畝壹分半 田方

八拾貳町三反七畝廿分 畑方

此訳

一上田四町九反七分半 石盛十五半

内

八畝貳拾四分 前々永荒砂置引

貳畝廿壹分 新溝代引

五畝拾六分半 寅丑ノ川欠引

壹畝分 子ノ新溝代引

貳畝拾五分 子新砂置引

残而四町六反九畝廿壹分

内

四町五反四畝三分 但シ反ニ六斗貳升取

此取米貳拾八石壹斗五升四合

壹反五畝拾八分 畑成リ

但シ反ニ三斗壹升取

此取米四斗八升四合

一中田三町六反八畝拾分半 石盛十三半

内

老反貳拾分 寅丑ノ川欠引

五畝廿三分

前々永荒砂置引

六畝分

新溝代引

耆畝五分

子新溝代引

三畝廿五分半

子新砂置引

残而三町四反廿七分

内

三町八畝卅三分

但シ反ニ五斗七升取

此取米拾七石六斗

三反式畝四分

畑成り

但シ反ニ式斗六升取

此取米八斗三升五合

一下田三町九反七畝五分

石盛十耆半

内

式反式畝卅七分

前々永荒砂置引

三畝拾式分

新溝代引

耆反耆畝拾四步

寅丑ノ川欠引

式畝分

寅ノ山崩引

式畝步

子ノ新川欠引

残而三町五反五畝拾式步

内

式町六反三畝七步

但反ニ五斗式升取

内耆畝拾五步、寅丑ノ川欠ノ内起返り

此取米拾三石六斗八升八合

九反式畝五分

畑成り

但反ニ式斗式升取

此取米式石式升八合

一下々田九反八步半

石盛八ツ半

内

拾式步

前々永荒引

式畝拾四步

溝代引

八分

砂置引

耆畝廿耆步

寅丑ノ川欠引

七畝耆分

寅ノ山崩引

残而七反八畝拾式步半

内

四反四畝卅七步半

但反ニ四斗七升取

内耆畝卅耆步

寅丑川欠ノ内起返り

此取米式石耆斗耆升耆合

三反三畝拾五分

畑成り

但反ニ耆斗六升取

此取米五斗三升六合

一上畑式拾町三反六畝拾七步半 石盛八ツ

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

内 沓畝歩

溜池敷引

内 沓反廿三分

寅山崩引

残て式拾町式反四畝卅四歩半

此取永式拾九ノ三百五拾九文八分

但反ニ百四拾五文取

一中畑拾六町八反五畝廿沓歩半

石盛五ツ

内 沓畝歩

前々永荒引

内 四畝歩

寅ノ山崩引

残而拾六町八反廿沓分半

此取永式拾沓ノ九文 但反ニ永百廿五文取

一下畑式拾六町畝五ノ半 石盛三ツ

内 沓畝分

寅ノ山崩引

残而式拾六町五畝五分半

此取永式拾七ノ三百五拾三文沓分

但反ニ永百五文取

一山畑八町八反三畝五歩

此取永五ノ式百九拾九文

但反ニ永六拾文取

一山下畑七町七反四畝拾式歩半

此取永式ノ三百廿三文沓分

但反ニ永三拾文取

一屋敷畑式町五反沓畝拾八歩 石盛十

此取永三貫八百九拾九文八分 但反ニ永百五拾五文取

一高八石八斗七升五合 秋山越石

此取米四石六斗沓升五合

小以 米七拾石五升沓合

永八拾九ノ式百四拾三文九分

外

一畑七反分

御林跡見取

此取永三百五拾文

但反ニ永五拾文取

一畑沓町五反六畝七分半

馬草山跡見取此取

永六百廿五文

但反ニ永四拾文取

一米式石沓合

口米

一米拾石五合

延米

一永式貫七百六文六分

口永

納合 米八拾式石五升七合

永九拾式貫九百式拾五文五分

此定免

納辻

米七拾五石八升式合

永九拾式ノ九百式拾五文五分

田方之内八分五厘減

(付箋)

外

米壹斗壹升四合

中田三畝廿五分皆川欠に相成ひ処、内式畝分離
延元申年より起返り取米斗納

右の通相定之条、村中大小之百姓并小作之者迄、不残立合無高下致
割賦、十一月十日限、急度可令皆済、若於難決は可為越度者也

文久三亥年正月
(一八六三)

金田 卓尔 印
金田庸右衛門 印

右村

名主

組頭 江

惣百姓

次に貢租の負担状況を示す皆済目録は、三通あり、旧幕時代のもの
一通と、明治初年のもの二通が残っている。明治三年の二〇三号は、
割付と皆済目録が一通となっているが、それらに当時の収納関係を
示すので、併載する。なお、線で囲んだ部分は貼紙部分である。

182 年貢皆済目録 安政五年(一八五八)十二月付

當午田畑御年貢上粕谷村皆済目録

米壹石一升四合壹夕八才

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

高五百六拾七石七斗六升六合九才
一 米七拾五石八升式合

内

五石四斗
米貳石 名主給被下之
壹石貳斗擧代御手当被下之
九斗六升八合七夕七才
小以十石五斗八升二合九夕五才

米七斗九合六夕壹才

川欠溝代砂置引

同三斗四合五夕七才

辰ノ新川欠引

同七石貳斗

山口左司右衛門御扶持尤御省略中

米六十四石四斗
九升五合。五才

老人扶持御借上げ

同九斗六升八合七夕七才

百姓庄七持上田九畝廿七分中田三

畝廿式分、

辰ノ新川欠引
溝代砂置引

去ル巳年砂荒ニ付為開発料御手当
当午年御年貢御引方

小以米九石壹斗八升式合九夕五才

山口左司右衛門御扶持方三人
分村方取締給被下之

差引残而

米六拾五石八斗九升九合五才

此俵百六拾四俵ト 但シ四斗入

式斗九升九合五才

代金百三兩壹分ト

永貳百貳文壹分九厘七毛

但シ兩ニ六斗三升七合替

代金百十三兩壹貳朱ト

永四文四厘也

一 永九拾貳貫九百廿五文五分 畑方

内

高貳石七斗五升九合八分貳才

永七百廿九文六分壹厘 御茶湯料

宗源寺元御寄附

引残而

永九拾貳貫百九拾五文八分九厘

一 永壹貫文

水車運上納

百九十三兩壹分ト

永貳百文貳分九厘

小以金九拾三兩ト

永百九拾五文八分九厘

合金百九拾六兩貳分ト

永百四拾八文八厘七毛

内

永百貳拾五文

御靈宮御初穂

同百貳拾五文

和田鞆負御納惣

金三拾三兩也

畑方金ノ内六月納

金四十五兩也

八月納

金三拾五兩也

同断九月納

金三拾兩

十月御賄金

九月納

金貳拾三兩也

同断十月納

金四十五兩

金貳拾八兩壹分ト

元金貳百八拾四兩貳分ト永百五拾三文六

永貳百拾五文三分

分五厘

六厘七毛

内四拾四兩永三百廿五文ハ無利足十ヶ年

永壹貫貳百文

利足

賦、御下ヶ残而金貳百四拾兩永三百廿八

金四十兩

利足

文六分五厘、年五分利足十ヶ年賦御下

金拾貳兩ト

ケ、去ル巳年御下げ分

金拾貳兩ト

右利足去ル巳年分

永拾六文四分三厘貳毛

金四十兩 十月月納

金貳拾八兩壹分ト 前同断当年御割下げ分

永貳百拾五文三分六厘五毛

金拾兩三分ト 右利足当年御下げ分

永六百九文七分八厘九毛

小以金百六十壹兩壹分ト

永貳百文

小以金百七拾壹兩ト

永拾六文九分五厘壹毛

差引残而

金三十貳兩ト

永貳分九厘

金貳拾五兩貳分ト 当年暮奉御上納ハ

永百三拾壹文壹分三厘六毛

当年田畑御年貢皆済目録相認メ奉差上ハ間、若相違等御座ハハ、猶又認メ直シ可奉差上ハ 以上

御知行所

相州大住郡上粕谷村

名主

長助 ㊦

安政五年十二月日

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

御地頭所様

御役所

前書皆済目録之通相違無之もの也

午十二月

上田八步作 ㊦
金田庸右衛門 ㊦

203 收納皆済目録 明治三年(一八七〇)三月

(異筆封紙文書冒頭ニ貼布シタモノ)

〔明治三年年 相模国大住郡

神奈川県 上粕屋村

御割付并 士族上納分

皆済目録〕

相模国大住郡

上粕屋村

相模国大住郡

間部篤四郎上知

上粕屋村

検見

一反別九拾五町八反三畝廿壹分五厘

此高五百五拾八石九斗六合四夕

此 訳

田反別拾壹町七反貳畝拾九分五厘

此高百五拾八石八斗六升六合貳夕

反別卷反六畝廿三分 前々溝代引
此高式石卷斗四升式合

内

反別八反四畝廿七分 前々川欠山崩石

此高拾石五斗六升卷合 砂入永荒引

合反別卷町卷畝拾九分

此高拾式石七斗三合

残反別拾町七反卷畝分五厘

此高百四拾六石卷斗六升三合式夕

此貢米五拾三石五斗七升八合

内米拾式石三斗卷升六合

検見去已増

畑反別八拾四町卷反卷畝式分

此高四百石四升式夕

反別卷畝分 前々溜池敷引

此高八升

内

反別卷反六畝廿三分 前々山崩永荒引

此高卷石卷斗四升卷合

合反別卷反七畝廿三分

此高卷石式斗式斗卷合

残反別八拾三町九反三畝九分

此高三百九拾八石八斗卷升九合式夕

此貢 米三石八斗八升三合 去已増

永八拾九貫式百四拾五文式分

内永卷文三分

前々算違
去已増

内 訳

上田四町七反四畝拾九分五厘 十五五

此高七拾三石五斗七升八夕

三畝廿卷下 前々溝代引

此高五斗七升四合

内

卷反六畝廿五分五厘 前々川欠砂入引

此高式石六斗卷升式合

合式反拾六ト五厘

此高高三石卷斗八升六合

残四町五反四畝三分

此高七拾石三斗八升四合八夕

中田三町三反六畝六分五厘 十三五

此高四拾五石三斗九升三合八夕

七畝五分 前々溝代引

内 此高九斗六升七合

式反八分五厘 前々川欠砂入引

此高式石七斗三升八合

合式反七畝拾三分五厘

此高三石七斗五合

残三町八畝廿三分

此高四拾壹石六斗八升八合八夕

下田三町五畝分 十一五

此高三拾五石七升五合

五畝拾式分 前々溝代引

此高三斗九升壹合

内 三反八畝拾壹分 前々川欠砂入山

此高四石四斗壹升式合 崩永荒引

合四反壹畝廿三分

此高四石八斗三合

残式町六反三畝七分

此高三拾石式斗七升式合

下々田五反六畝廿三分五厘 八五

此高四石八斗式升六合六夕

式畝拾四分 前々溝代引

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・滝本・河内・長津)

内 此高式斗壹升

九畝拾式分 前々川欠山崩永

此高七斗九升九合 荒引

合壹反壹畝廿六分

此高壹石九合

残四反四畝廿七卜五厘

此高三石八斗壹升七合六夕

上畑式拾町三反六畝拾七分五厘 八

此高百六拾式石九斗式升六合七夕

壹畝分 前々溜池敷引

此高八升

内 壹反廿三分 前々山崩引

此高八斗六升壹合

合壹反壹畝廿三分

此高九斗四升壹合

残式拾町式反四畝廿四分五厘 反永四拾五文

此高百六拾壹石九斗八升五合七夕

中畑拾六町八反五畝廿壹分五厘 五

此高八拾四石式斗八升五合八夕

内五畝分 前々山崩永荒引

此高式斗五升

残拾六町八反廿壹分五厘反永百貳拾五文

此高八拾四石三升五合八夕

下畑貳拾六町六畝五分五厘

三

此高七拾八石壹斗八升五合五夕

内壹畝分

前々山崩引

此高三升

残貳拾六町五畝五分五厘

反永百五文

此高七拾八石壹斗五升五合五夕

山畑八町八反三畝五分

貳

此高拾七石六斗六升三合三夕

反永六拾文

山下畑七町七反四畝拾貳分五厘

壹五

此高拾老石六斗壹升六合貳夕

反永三拾文

上田畑成老反五畝拾八分

十五五

此高貳石四斗壹升八合

反米三斗壹升

中田畑成三反貳畝四分

十三五

此高四石三斗三升八合

反米貳斗六升

下田畑成九反貳畝五分

十一五

此高拾石五斗九升九合貳夕

反米貳斗貳升

下々田畑成三反三畝拾五分

八五

此高貳石八斗四升七合五夕

反米壹斗六升

屋敷貳町五反壹畝八分

十

此高貳拾五石壹斗六升

反永百五拾五文

外

一畑大繩反別貳町貳反六畝七分五厘

(付箋)

壹倍五分増

此貢永九百七拾五文

七反分

反永五拾文

内 壹町五反六畝七分五厘

反永四拾文

一永貳貫文

水車運上

一米三斗三升五合

伝馬宿入用

一米壹石壹斗壹升八合

六尺給米

一永壹貫三百九拾七文三分 御藏米入用

米五拾八石九斗壹升四合

印割

(印文・奈良)
納合

永九拾三貫六百拾七文五分

右者当午御收納正租雜稅其外書面之通悉村中大小の百姓無甲乙割合也。来ル極月十日限急度可令皆済もの也

明治三庚午年十月

(一八七〇)

井関齊右衛門

印

右村

名主

204 午御收納皆済目録 明治四年(一八七〇)正月付

組頭
惣百姓

一 永貳貫文
水車運上
一米壹石六斗四升貳合
口米

斗立壹石七斗三升六合

米壹石五斗三升壹合
米納

斗立壹石六斗壹升八合

相州大住郡

内

上粕屋村

米壹斗壹升壹合
石代

午御收納皆済目録

斗立壹斗壹升八合
但右同直段

相州大住郡

代永六百七拾貳文六分

高五百五拾八石九斗六合四夕

一 永貳貫七百六拾六文六分
口永

一米五拾七石四斗六升壹合
本途

一米三斗三升五合
伝馬宿入用

斗立六拾石七斗四升四合

斗立三斗五升四合
但右同直段

米五拾三石五斗七升八合
米納

代永貳貫拾七文八分

斗立五拾六石六斗四升

一米壹石壹斗壹升八合
六尺給米

内

米三石八斗八升三合
畑米石代

斗立壹石壹斗八升貳合
御藏米入用

斗立四石壹斗四合
但米壹石ニ付金五両貳分

代永貳拾三貫
永貳百文

一 永壹貫三百九拾七文三分
合
米五拾九石四斗四升

三百九拾貳文八分

永百貳拾貳貫四百六拾七文三分
此 拂

一 永九拾貫貳百貳拾文貳分
本途大繩場

米壹石五斗九升六合三夕運賃米石代渡代永拾貫六百貳拾壹文
但米壹石に付

内 永九百七拾五文
大繩場

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち(福田・瀧本・河内・長津)

金六両貳分永百五拾三文五分

印割 納合 米五拾九石四斗四升
永百拾壹貫八百四拾六文三分

(印文・奈良) 右者去午御收納正租雜稅其外書面の通金皆済に付、一紙目錄相渡も

の也

明治四未年正月

(印文・越智盛里) 井関富右衛門 印

右村

名主

組頭

百姓代

一 禪宗源寺旦那 山口左司右衛門 印

成六十九歳

一同寺 妻

成六十八歳

下男

一 禪宗福昌院旦那当戌年 佐兵衛

死去 六十歳

一 禪宗龍泉寺旦那 " 忠助

当八月より 十八歳

引取申付

一 禪宗東善寺旦那 下女 きん

一 浄土宗易性寺旦那 下男 弁次郎

一 眞言宗泉竜寺旦那 庄兵衛 印

成五十九歳

一同寺 女房

" 五十三歳

一同時 伴 今助

" 廿六歳

一同寺 同人

188 上粕谷村人別 文久三年(一八六二)三月

(表紙)

文久二戌年

相模国大住郡上粕谷村人別

三月

上粕屋村の人口を示す「宗旨人別帳」は一通しか残っていない。その全貌を示すことは紙幅を費す許りなので、必要部分を抜萃しよう。符箋が少なくなく、脱落したものが、本来何処にあったのか判らなくなっている状態であるので、利用する場合には注意を要する。

(中略)

男式百六拾六人

女式百五拾人

右の通拙寺共代々檀那に紛無御座ひに付、印形仕差上申ひ。若宗門の儀に付、何角と申者御座候はゞ、拙寺共何方迄も罷出、急度申訳可仕ひ。為後日宗門手形差上申処、仍而如件

文久二戌年三月

当国津久井泉如雲寺末

同国大住郡上粕谷村

禪宗

洞昌院 印

右洞昌院末同村

禪宗

宗源寺 印

右洞昌院末同村

禪宗

金光寺 印

当国大住郡上粕谷村

普濟寺末

同国同郡上粕谷村

禪宗

宝泉寺 印

同村同宗

智光寺 印

右普濟寺末

当国足柄下郡湯本

早雲寺末

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち (福田・滝本・河内・長津)

同国大任郡田中村

鑑照寺 印

禪宗

当国大住郡岡崎村

金剛頂寺末

同国同郡上粕谷村

眞言宗

実相院 印

右金剛頂寺末

同村同宗

吉祥院 印

右金剛頂寺末

同村同宗

自性寺 印

右金剛頂寺末

同国同郡三の宮村同宗

泉竜寺 印

武州生越竜穂寺末

当国大住郡子安村

禪宗

龍泉寺 印

右竜穂寺末

当国大住郡栗原村

同字

保国寺 印

当国足柄下郡塚原村

長泉寺末

石雲寺 印

同国大住郡日向村禪宗

当国鎌倉比企谷

妙本寺末

同国大住郡下粕谷村

法眼寺 印

日蓮宗

芝増上寺末

当国大住郡子安村

易性寺 印

浄土宗

東本願寺末

当国大住郡岡田村

長徳寺

浄土眞宗

出府に付地中代印

順忍寺 印

甲州八代郡波木井村

久遠寺末

当国大住郡栗原村

法泉寺 印

日蓮宗

当国大住郡豊田村

大智寺末

善福寺 印

同国同郡広川村禅宗

(注)コノ付箋ノ下ハ安楽寺

文久二戌年

三月

御知行所

相州大住郡上粕谷村

百姓代 伝右衛門 印

〃 亀次郎 印

〃 伊左衛門 印

〃 重兵衛 印

〃 忠藏 印

組頭 善兵衛 印

〃 治郎左衛門 印

〃 惣左衛門 印

〃 又右衛門 印

〃 芳五郎 印

〃 庄三郎 印

〃 九兵衛 印

〃 長助 印

名主 庄兵衛 印

御地頭所様

御役所

前書之通相違無御座い、以上

山口左司右衛門 印

右の通当村中人別相改、宗旨寺判不残取之差上申い。召仕の者宗旨寺判の儀は、銘々主人方え取置申い。為後日印形仕差上申処、仍而如件

さて、このような環境の中で山口作助自身が、この上粕屋村の中でもっていた屋敷の規模は、次のようなものであった。

192 屋敷地年貢免許状 元治二（一八六五）年二月

（注、目録の表題を訂正する）

相模国大住郡

上粕谷村

山口 作助

一住居地六反五畝半

内訳

屋敷老畝拾八歩 宇石倉御座松

中畑四畝廿七歩半 同所

下畑三畝拾七歩 同所

上畑老反七畝歩 字七五三引大道脇

中畑五畝廿歩 同所

上畑八畝拾五歩 同所

上畑九畝拾三歩 同所

上畑老反四畝九歩 同所

右は其方居屋敷地の分、前書の通御年貢永々免除被仰付ひ条仍如件

大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち（福田・滝本・河内・長津）

（一八六五）
元治二乙丑年二月

金田 卓尔 ㊦

山口 作助殿

金田庸右衛門 ㊦

小 括

本報告では、本誌前号に提示した山口文書目録の、主として近世編のⅠの取扱い、Ⅱについての内容の特色などに留意しつつ、上粕屋村と山口家についての基礎的知識の掌握につとめるため、基礎的資料の紹介を実施した。冒頭にも述べたように、今後、左七・左司右衛門・作助の体験した幕末の諸問題に関する史料や記録の紹介と、左七郎自身の思想形成と政治活動・経済活動の動向を示すものを順次紹介してゆく予定である。

本稿は、表題に示した四人の協同研究者が所蔵者山口助教や協力者たち（前号参照）と交流しつつ進めて来た共同研究の成果をもととして、福田の担当を以てまとめた。したがって文責は一に福田にある。（一九七九・八・三一）